

区分・種別	県指定無形民俗文化財		
名称	いよげんのじょう 伊予源之丞		
所在地	松山市古三津		
所有者		保護団体	伊予源之丞保存会
指定年月日	昭和39年3月27日 県無形文化財 昭和52年1月11日 県指定替え		
解説	<p>明治の初め、三津新町で荒物屋を営んでいた宝来屋新造が、「宝来座」という一座を組織し、三津の三穂神社で人形芝居を始めたのがこの座の起源である。</p> <p>明治20（1887）年以降、大型頭の淡路人形を導入し、大正時代に入って吉村座（松山市吉田）、泉座（松山市泉）、上村六之丞（松山泉町）を併せて60人を超える大きな座となり、県内各地のほか、九州、朝鮮、上海まで巡業の足を延ばしていたが、大正12（1923）年の朝鮮巡業に失敗して一時解散状況に追い込まれた。しかし、有志によって再興され、昭和10（1935）年に上村治太夫（松山市三津）を吸収して現在名の「伊予源之丞」と改称したのである。</p> <p>戦時中一時中断状況にあったが昭和34（1959）年久松鶴一の尽力で保存会が結成されて再発足し、翌35（1960）年には宮前公民館に「文楽保存研究会」も結成された。</p>		

